

生活指導員の就任承諾書及び誓約書

(企業単独型技能実習)

次に記載する申請者の事業所における生活指導員に就任することを承諾するとともに、生活指導員が下記に掲げる任務を担うものであることを理解した上で、下記に掲げる事項について誓約します。

申請者（実習実施者）の氏名 又は名称	
所属事業所の名称及び所在地	

記

【任務】

- 技能実習生の生活の指導を行うこと。
- 技能実習生の生活状況を把握し、技能実習生からの相談に乗ることなど技能実習生が技能実習に専念できる環境づくりを行うこと。

【誓約事項】

- 保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生又はその親族その他の関係者の財産を管理することは、決してしません。
- 技能実習生が技能実習に係る契約を履行しなかった場合に備えて、技能実習生又は外国の準備機関との間で、違約金等の制裁を定めることは、決してしません。
- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第12条第1項第3号（第1項第2号イからハまで）に定められている欠格事由に該当する者ではありません。今後該当するに至ったときは、直ちに上記申請者に申告するとともに、生活指導員の地位を退きます。

年 月 日 作成

生活指導員の氏名

印

生活指導員の就任承諾書及び誓約書

(団体監理型技能実習)

次に記載する申請者の事業所における生活指導員に就任することを承諾するとともに、生活指導員が下記に掲げる任務を担うものであることを理解した上で、下記に掲げる事項について誓約します。

申請者（実習実施者）の氏名 又は名称	
所属事業所の名称及び所在地	

記

【任務】

- 技能実習生の生活の指導を行うこと。
- 技能実習生の生活状況を把握し、技能実習生からの相談に乗ることなど技能実習生が技能実習に専念できる環境づくりを行うこと。

【誓約事項】

- 保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生又はその親族その他の関係者の財産を管理することは、決していたしません。
- 技能実習生が技能実習に係る契約を履行しなかった場合に備えて、技能実習生、監理団体、取次送出機関又は外国の準備機関との間で、違約金等の制裁を定めることは、決していたしません。
- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第12条第1項第3号（第1項第2号イからハまで）に定められている欠格事由に該当する者ではありません。今後該当するに至ったときは、直ちに上記申請者に申告するとともに、生活指導員の地位を退きます。

年 月 日 作成

生活指導員の氏名

印